

## 付 属 資 料

2. 投資家向けアンケート調査票



## 記入上のご注意（投資家向けアンケート調査票）

- (1) ご回答は調査票に直接ご記入お願いいたします。
- (2) F1 および F2 については数字をご記入ください。
- (3) Q1～Q23 については該当する箇所に○印をご記入ください。「その他」「ご意見」の欄にはご自由にご記入ください。
- (4) 設問に 5～1 の数字が記載されている場合には、日本語の表現が曖昧でご理解いただけない方は、5 段階評価でご記載ください（平均を 3 としてお考えください）。
- (5) 調査票の格付け会社の略式表示は次のとおりです。JCR：日本格付研究所，R&I：格付投資情報センター，MDY：ムーディーズ・インベスターズ・サービス，S&P：スタンダード・アンド・プアーズ，Fitch：フィッチ。
- (6) Q24 および Q25，ならびに末尾欄の貴社名など，お差し支えなければご記入いただければ幸甚です。
- (7) お済になりましたら，同封の返信用封筒に入れて 2 月 15 日までにご投函ください。
- (8) この調査についてご質問等がありましたら，下記にお問い合わせいただければ幸いです。

よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

〒 101 - 8360 東京都千代田区三崎町 1 - 3 - 2

日本大学経済学部産業経営研究所

格付けに関する調査プロジェクト

代表者 黒沢 義孝

研究室 TEL&FAX 03-3219-3462

(E-mail : kurosawa@eco.nihon-u.ac.jp)

副代表者 三井 秀俊

研究室 TEL&FAX 03-3219-3456

(E-mail : mitui@eco.nihon-u.ac.jp)

研究事務課 電話 03-3219-3309

[F1-F2 では資産運用額についてお聞きします]

**F1 貴社（機関）の資産運用額（最近期）をご記入ください。**

運用総額	億円			
内訳	有価証券	億円（うち債券	億円，うち株式	億円）
	不動産	億円		
	その他	億円		

**F2 債券運用の内訳を%でご記入ください（上記、「うち債券」額を100とする%）。**

国内債券	%	
	国債	%
	地方債	%
	政府機関債	%
	普通社債	%
	転換社債	%
	その他	%
外国債券	%	
	国債	%
	地方債	%
	政府機関債	%
	普通社債	%
	転換社債	%
	その他	%

[格付け情報の利用について伺います]

該当する箇所の欄に○印をつけてください。複数ご記入いただいても結構です。

**Q1. 新規格付け、格付けの変更などの情報を通常どのように入手していますか。**

格付け会社から電子媒体で入手している	
格付け会社から刊行物を定期購読している	
ブルームバーグ、テレレートなどの端末	
新聞・雑誌など	

その他（ご記入ください）

**Q 2. どの格付け会社の情報を利用していますか。**

	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
ホームページ（無料）を利用している					
ホームページ（有料）を利用している					
その他の電子媒体による情報を利用している					
多くの刊行物を定期購読している					
多くはないが定期購読している					
定期購読はしていないが公表情報を利用している					
利用していない					

**Q3. 格付け会社の電子媒体料金および定期購読料金について.**

Q3A 電子媒体料金	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5 高い					
4 やや高い					
3 妥当である					
2 やや安い					
1 安い					

Q3B 定期購読料金	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5 高い					
4 やや高い					
3 妥当である					
2 やや安い					
1 安い					

ご意見：

**Q4. 電子媒体による情報入手をしていない、または定期購読していない場合の理由.**

Q4A 電子媒体を入手しない理由	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
有益でない					
有益だが料金が低い					
公表情報だけで十分である					
特に理由はない					

Q4B 定期購読しない理由	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
有益でない					
有益だが料金が低い					
公表情報だけで十分である					
特に理由はない					

ご意見：

Q5. 格付け情報（有料・無料にかかわらず）をどのように利用していますか.

5	社債投資情報として利用している	
4	株式投資情報として利用している	
3	社内稟議に組み込んでいる	
2	あまり利用していない	
1	まったく利用していない（不必要）	

その他：

Q6. 格付け情報を利用している場合（格付け記号をご記入ください）.

投資対象は国内系・外国系を問わず格付け\_\_\_\_\_以上

投資対象は国内系格付け\_\_\_\_\_以上

投資対象は外国系格付け\_\_\_\_\_以上

その他の利用方法：

Q7. 同一対象に対して2つ以上の格付け情報を利用している場合、スプリット・レーティング（異なる格付け）にどのように対応していますか.

最も高い格付けを使う	
最も低い格付けを使う	
全ての格付け会社の平均を使う	
国内系・外国系に分けて最も高い格付けを使う	
国内系・外国系に分けて最も低い格付けを使う	
国内系・外国系に分けて平均を使う	

その他（ご記入ください）

Q8. 格付けのアウトルック（格付けの先行きについてポジティブ，ネガティブなどで表現する見方）は重視していますか。該当するものに○印をつけてください。

5	非常に重視している	
4	ある程度重視している	
3	どちらともいえない	
2	あまり重視していない	
1	全く注意を払っていない	

ご意見：

[格付け情報の評価についてお伺いします。定期購読していなくても、お考えがありましたら該当箇所に○印をおつけください]

**Q9 格付けの定義や、格付け記号内容の表現方法は適切ですか**

		JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5	非常に適切					
4	おおむね適切					
3	どちらともいえない					
2	やや不適切					
1	不適切					

ご意見：

**Q10. 格付けは信用リスク情報として使用できますか.**

	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
使える					
使えない					
良くわからない					

ご意見：

**Q11. 市場利回りとの関係において、格付けは適切であると思いますか**

	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5	非常に適切				
4	おおむね適切				
3	どちらともいえない				
2	やや不適切				
1	不適切				

ご意見：

Q12. 予想デフォルト率との関係において、格付けは適切であると思えますか

		JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5	非常に適切					
4	おおむね適切					
3	どちらともいえない					
2	やや不適切					
1	不適切					

ご意見：

Q13. 格付けの変更はタイムリーだと思えますか

		JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5	非常にタイムリー					
4	おおむねタイムリー					
3	どちらともいえない					
2	ややタイムリーでない					
1	タイムリーでない					

ご意見：

Q14. 格付け会社の調査レポートの質をどのように評価されますか

		JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
5	非常に優れている					
4	おおむね優れている					
3	どちらともいえない					
2	やや低い					
1	低い					

ご意見：

[格付け制度などの問題についてお伺いします]

**Q15. 格付け会社の存在は投資家にとって有益ですか.**

5	非常に有益である	
4	おおむね有益である	
3	どちらともいえない	
2	あまり役に立たない	
1	役に立たない	

ご意見：

**Q16. 格付け情報は今後も必要だと思いますか.**

5	是非とも必要である	
4	必要である	
3	どちらともいえない	
2	あまり必要でない	
1	必要でない	

ご意見：

**Q17. どの格付け会社が「正しい格付け」を行っているかの判断根拠は何である  
と  
思いますか.**

格付けと市場利回りの適切な関係	
格付けと累積デフォルト率の適切な関係	
格付けの適切な変更	
格付けレポートの適切な表現	

ご意見：

**Q18. 格付け会社の格付けは誰の利益を最も優先していると思いますか.**

	JCR	R&I	MDY	S&P	Fitch
投資家					
起債者					
金融機関					
投資家と起債者の両方					
格付け会社自身					
明確でない					

ご意見：

**Q19. 「指定格付機関制度」についてお伺いします.**

- (1) 昨年（2006年9月）アメリカでは「2006年格付機関改革法」が制定され、格付機関の新規参入を促進するため、SECによる「認定制度」から「登録制度」に変更されました。日本における金融庁による指定格付機関制度についてどのようにお考えですか。（複数回答可）

現行のままでよい	
現行の制度を緩和する必要がある	
現行の制度を強化する必要がある	
現行の制度を廃止すべきである	
指定から登録に変更すべきである	
わからない	

ご意見：

- (2) 日本の「指定格付機関制度」の要件や認定の条件は、内閣府令のなかで「金融庁長官がその格付け実績、人的構成、組織、格付けの方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定」とされていますが、どのようにお考えですか。（複数回答可）

現行のままでよい	
指定条件をもっと強化すべきである	
指定条件をもっと簡素化（少なく）すべきである	
指定理由を公表すべきである	
わからない	

ご意見：

（参考）アメリカでは公募市場で格付けを行う場合、NRSRO 制度に基づいて SEC（証券取引委員会）の認定（ノーアクション・レター）を取得することが必要です。しかし、エンロン、ワールドコム事件などに対して格付け会社が必ずしも適切に対応できなかったため、NRSRO 制度の見直しが行われています。日本では、行政などの定める目的に格付けを利用する場合は金融庁が指定する格付け会社（指定格付機関制度）の格付けのみが有効とされていますが、どのような格付け会社が指定機関になれるか等についての基準は必ずしも明確ではありません。

## Q20. 依頼のない格付け（いわゆる勝手格付け）についてどのように考えますか。

全て依頼にもとづいて格付けすべきである		
格付け会社の自由にまかせるべきである		
その 場合	依頼のない格付けをわかるようにする	
	区別する必要はない	
依頼がなくても格付けをすべきである		
その 場合	依頼のない格付けをわかるようにする	
	区別する必要はない	

ご意見：

**Q 21. 「新 B I S 規制 (バーゼルⅡ)」についてお伺いします。**

- (1) 2007 年 3 月末から銀行の自己資本ルールに関する「新 BIS 規制」が実施され、本ルールに関して「非依頼格付け (勝手格付け)」は「企業に格付け取得の圧力をかける手段として利用する可能性を防止する趣旨」から「認めない」こととなりました。他方、格付けは資本市場のインフラであるから、起債者が依頼しなくても投資家に格付け情報を伝えるべき (非依頼格付けを認める) であるという意見もありますが、どのようにお考えですか。

現行通り「認めない」ことでよい	
非依頼格付けを「認める」べきである	
どちらでもよい	
わからない	

ご意見：

- (2) 通常の格付けランクは、+- や 1～3 などの細分化が図られ 20 以上に区分されていますが、「新 BIS 規制」では格付け区分が第 1～第 5 の 5 区分になっています。そのため、格付け区分が連続的でないことから、格付けの段差が大きくなり、信用リスク情報に偏りが生じる可能性があるという懸念の声もありますが、どのようにお考えですか。

現行の 5 区分でよい	
区分数を増やすべきである	
格付会社の格付けと同じ区分を使うべきである	
わからない	

ご意見：

**Q22. アメリカのサブプライムローン問題に関連してお伺いします。**

サブプライムローンを組み込んだ証券化商品（ストラクチャード・ファイナンス）の格付けについて、格付け会社が批判の対象になっています。批判の主な点は、「急激な格下げを行った」、および「ストラクチャード・ファイナンス格付けに対する不透明な格付け手法」などですが、どのようにお考えですか。（複数回答可）

格付け会社を批判すべき点はない	
周辺環境が変化したので格下げはやむをえなかった	
短期間のうちに格下げを多数行いすぎた	
格付け手法の公表は現状程度でよい	
格付け手法が不透明であり、もっと公表すべきである	
格付け手法が不透明であり、すべて公表すべきである	
アナリストの質が低下している	
アナリストのモラルが低下している	

ご意見：

**Q23. 「地方債」の格付けに関してお伺いします。地方債の格付けの必要性について、どのようにお考えですか。**

5	是非とも必要である	
4	おおむね必要である	
3	どちらともいえない	
2	やや不必要である	
1	不必要である	

ご意見：

Q24. 格付け会社，格付け制度などに対するご要望，ご意見などありましたらご記入ください。

---

---

---

---

---

Q25. このアンケート調査は今後も続けていく予定です。質問項目などのなかに追加・削除・修正すべきとお考えの項目がございましたらご記入ください。

---

---

---

---

---

おたずねすることは以上でございます。集計が終わりましたら，結果をご報告いたしたいと存じます。お差し支えなければ下記にご記入ください（お名刺を同封いただいても結構です）。

貴社名：		
所在地 〒		
ご担当部課名：	部	課・室
ご担当者名：		

ご協力有難うございました。